

人事行政の運営等の 状況の概要を公表します

伊奈町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表したものの概要版です。詳細については、町掲示板に掲示してあるほか、町ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.town.saitama-ina.lg.jp> 図 総務課②222

① 職員の任免

	人数	内 訳
平成19年度採用者	18名	一般事務職7名、保育士9名、栄養士1名、教育公務員1名
平成19年度退職者	16名	定年退職8名、勲奨退職4名、自己都合等その他退職が4名

② 職員の給与および定員管理等の状況

平成19年度人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
40,474人 [H20.3.31現在]	95億9,012万4千円	24億2,606万8千円 (17億2,319万4千円)	25.3% (18.0%)

※()内は一般職分の内書きです。

平成19年度職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給 与 費				1人当たりの給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
273人(7)	9億8,523万8千円	2億8,354万9千円	4億5,440万7千円	17億2,319万4千円	6,312千円

※()内は、再任用短時間職員の外書きです。

平均給料・給与月額

平成20年4月1日現在

一般行政職	給料		技能労務職	給料	
	348,000円	229,000円		229,000円	263,800円
	給与 434,400円			給与 263,800円	

※給与とは、給料に職員手当を含めたものです。

初任給額 平成20年4月1日現在 期末・勤勉手当の支給割合

区分	月 額	区 分	6月期	12月期	
一般行政職	大学卒 178,800円	期末手当	1.40月	1.60月	
	短大卒 161,600円		勤勉手当	0.75月	0.75月
	高 卒 149,800円				

退職手当の状況

平成20年4月1日現在

勤続年数	20年	25年	35年	最高限度額
自己都合	23.5月	33.5月	47.5月	59.28月
勲奨・定年	30.55月	41.34月	59.28月	59.28月

※伊奈町は、一部事務組合の埼玉県市町村総合事務組合に加入しています。支給率は、この組合の条例で定められています。

地域手当の状況 平成20年4月1日現在

支給率	6%
-----	----

ラスパイレス指数の状況

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
99.1	97.0	97.4	97.4	97.5

※ラスパイレス指数とは、一般行政職について、国家公務員の給料を100とした場合、当該団体の給料水準を表したものです。

定員適正化計画の年次別進捗状況

	17年計画年	18年1年目	19年2年目	20年3年目	21年4年目	22年5年目	18年-22年計	(参考)数値目標
職員数	304	297	301	291			—	289
増減		△7	4	△10			△13(87%)	△15

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間で。
2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

一般行政職の級別職員数

平成20年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事補・技師補	5	3.1
2級	主事・技師	6	3.8
3級	主任	46	28.9
4級	係長・主査	50	31.4
5級	課長補佐	23	14.5
6級	課長・主幹	27	17.0
7級	参事	2	1.3
合計	—	159	100.0

部門別職員数の状況

各年度4月1日現在

部 門	区 分	職 員 数			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	3
		議 総	49	49	50
		務 務	20	20	20
		生 生	59	66	59
		水 水	19	18	18
		工 工	5	5	5
土 木	2	1	1		
	計	22	22	22	
	計	180	185	178	
部 門	教 育 部 門	43	40	39	
	消 防 部 門	49	49	48	
	小 計	272	274	265	
公 営 企 業 会 計 部 門	水 道	9	9	8	
	下 水 道	4	5	5	
	そ の 他	12	13	13	
	小 計	25	27	26	
合 計		297	301	291	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。

特別職の報酬などの額

平成20年4月1日現在

区 分	月 額	期 末 手 当
給 料	町 長 616,000円(770,000円)	(支給割合) 支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。
	副 町 長 581,400円(646,000円)	
報 酬	議 長 322,000円	
	副 議 長 257,000円	
	常 任 委 員 長 244,000円	
	議 員 229,000円	
		6月期 2.15月分 12月期 2.35月分 合計 4.50月分

※町長の給料は20%、副町長の給料は10%減額されます。

※給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

(各年4月1日現在)

伊奈町技能労務職員等の 給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢および平均給与(平成20年4月1日現在)

区分	伊奈町					民間企業		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)
伊奈町	36.4歳	10人	229,000円	263,800円	257,600円	—	—	—
うち調理員	—歳	—	—	—	—	調理士	41.2歳	267,500円
うち用務員	—歳	—	—	—	—	用務員	53.9歳	227,200円
うち自動車運転手	—歳	—	—	—	—	自家用乗用自動車運転手	54.6歳	296,800円
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—
類似団体	48.0歳	22人	286,981円	315,880円	304,818円	—	—	—

- ※ 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。(国および類似団体については、平成19年4月1日現在の年齢および月額です。)
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当・住居手当・時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当・特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 技能労務職の内訳については、職員数が少なく個人が特定される恐れがあるため、公表しておりません。

(2) 年齢別職員数

区分	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	2人	4人	1人	1人	—	—	—	1人	—	10人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表について

伊奈町技能労務職員の勤務時間等、給与および旅費に関する規則の給料表を適用しています。

イ 手当について

一般職に準じて、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

毎年4月1日を昇給日とし、前1年間における勤務成績に応じ4号給(57歳を超える職員にあっては2号給)を標準として昇給します。

2 給与等の見直しに向けたこれまでの取組

(1) 職員数について

平成17年度から平成19年度までの3年間で、職員数を14名削減しました。

(2) 給料表について

国が平成18年度に実施した給料表の引下げに準じて、町の技能労務職員の給料水準を約2.3%引き下げました。(平成19年度実施)

(3) 退職時特別昇給制度の廃止

勲奨退職者の退職時特別昇給制度を平成20年度から廃止しました。

3 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

職員の給料および手当については、人事院勧告を基に、埼玉県や近隣市の状況を勘案し、改定を行っていきます。

現在、人事評価制度の導入に向けての試行および検討を行っています。将来的には、勤務成績を給与に反映するといった新たな昇給制度へ移行します。

4 今後の具体的な取組内容

今後、技能労務職員については、社会情勢の変化に対応すべく町としての将来を見据え、民間委託等への考慮もしつつ、行政サービスの質の低下を招かぬよう定員管理に努めてまいります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要

- ・ 1週間当たり40時間
- ・ 原則毎週月曜日～金曜日
- それぞれ午前8時30分～午後5時15分

休暇制度および種類

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および組合休暇

4 職員の分限および懲戒処分

平成19年度においては該当ありません。

5 職員の服務の状況

職務専念義務免除の状況

職員は、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。一定の場合には職務に専念する義務が免除されます。

(平成19年度実績)

- ・ 人間ドックを受診する場合
- ・ 献血に協力する場合
- ・ 消防団活動に従事する場合
- ・ 夏期休暇

営利企業等従事の許可状況

職員は任命権者の許可を受けなければ報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないこととされています。平成19年度の許可はありません。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

研修の概要

町単独研修を実施したほか、彩の国さいたま人づくり広域連合、北足立北部共同研修会、市町村職員中央研修所および全国建設研修センター主催の研修に参加(平成19年度)。

職員の勤務成績の評定方法および活用方法等の概要等

勤勉さ、責任感、職務知識など13の測定要素からなる勤務成績報告書により評価。主任昇任選考試験に活用しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

職員は埼玉縣市町村職員共済組合の組合員となり、同組合で実施する短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の制度を受けることができます。また、本町には一般職全員で組織する親睦会があり、そこに厚生事業を委託しています。

8 公平委員会に対する措置要求等の状況

平成19年度は、勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありません。